

第2部 各国の加害者に関する制度の概要

第1章 ブルネイ・ダルサラーム国

ア. 法体系

1984年の独立以来、国王が首相、国防相、蔵相を兼務する立憲君主制の体制を採っている¹。憲法上、国王は、王位継承会議（Council of Succession）、枢密院（Privy Council）、宗教会議（Religious Council）、閣僚会議（Council of Cabinet Ministers）、立法会議（Legislative Council）の5つの機関から補佐されているが²、立法についても国王を最終制定者と規定するなど、国王の権力が極めて強い³。また、国王は宗教上の首長でもある⁴。

2004年の憲法改正で、立法評議会の構成が変わり、直接選挙で選ばれる公選議員も含まれることになったが、選挙法が制定されていないため、選挙はまだ実施されていない⁵。

国内は、ブルネイ・ムアラ（Brunei-Muara）、クアラ・ベライト（Kuala Belait）、トゥトン（Tutong）、トゥンブロン（Temburong）の4地域で構成されている。各地域は、さらに「ムキム」（郡：Mukim）に分かれ、ムキムは「カンポン」（村・集落：Kampong）から構成されている⁶。

司法制度としては、上級裁判所として、高等裁判所（High Court）と控訴院（Court of Appeal）がある。また、中間裁判所（Intermediate Court）と下級裁判所としての下級判事裁判所があり、刑事・民事ともに対象額や刑期などにより扱える事件の管轄が決まっている⁷。なお、このほかにイスラム教に基づき事案を処理する宗教裁判所が存在する⁸。

イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

ブルネイには、いわゆるドメスティック・バイオレンスに関する刑事特別法はないが、非イスラム教徒を対象とする「既婚女性の諸権利とそれに付随する事項を守るための法律」である1999年既婚女性法（Married Women Act）が制定されており、同法の第25条から第29条に、「配偶者もしくは子どもの保護のための命令」が規定されている⁹。

ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

既婚女性法の「第3章 妻と子どもの扶養」の第25条から第29条の「配偶者もしくはは

¹ 外務省 2008

² （財）自治体国際化協会 2004:148 ページ

³ 在ブルネイ日本国大使館

⁴ （財）自治体国際化協会 2004:148 ページ

⁵ 在ブルネイ日本国大使館

⁶ 同上；（財）自治体国際化協会 2004:154-155 ページ

⁷ 在ブルネイ日本国大使館；（財）自治体国際化協会 2004:150 ページ；（社）日本ブルネイ友好協会

⁸ 在ブルネイ日本国大使館；（財）自治体国際化協会 2004:150 ページ；安田 2000:219-222 ページ

⁹ 2007年12月現在での在日ブルネイ大使館からの回答による。また、2006年6月末の内閣府「東アジア男女共同参画担当大臣会合」におけるブルネイ外務貿易省無任所大使マスナ王女のスピーチによると、ブルネイではドメスティック・バイオレンス法の草案を作成中である（Princess Masna 2006:p.5）。草案はマレーシアとシンガポールの法律を基に作成されている（Junaidi & Sharbawi 2006:p.4）。

子どもの保護のための命令」に、「暴力」に関する記述がある。しかし、暴力の定義は明記されていない。

刑法典 (Penal Code) 上では、暴行罪 (criminal force and assault) や傷害罪 (voluntary causing hurt) が通常のドメスティック・バイオレンスにあたる犯罪である¹⁰。刑罰は刑法典で以下のように規定されている。

○暴行罪 (criminal force and assault)

- ・加害者に対する挑発行為がなかった場合、刑罰は最長 1 年の禁固刑および罰金¹¹
- ・挑発があった場合は最長 6 ヶ月および 2,000 ドル以下の罰金¹²

○傷害罪 (voluntary causing hurt)

- ・3 年以下の禁固および罰金が科せられる¹³

刑事事件の司法手続は、刑事訴訟法 (Criminal Procedure Code) で規定されている。

エ. 加害者に対する命令

1 保護命令

既婚女性法の「第 3 章 妻と子どもの扶養」において、裁判所が、夫が妻やその子どもに対して暴力を用いた、または用いることを脅迫したと判断した場合、もしくは妻や子どもの保護が必要であると判断した場合、以下の命令の 1 つもしくは両方を下すことができると規定している¹⁴。

- ①被申立人は申立人に対して暴力を用いてはならない、もしくは用いると脅迫してはならない。
- ②被申立人は申立人の子どもに対して暴力を用いてはならない、もしくは用いることを脅迫してはならない。

また、裁判所は、本節に基づく命令の適用申し立てを受けて、被申立人が申立人や子どもに暴力を用いた、もしくは用いると脅迫したと判断する場合、または申立人もしくはその子どもが被申立人によって身体的危害を加えられる危機にあると判断するとき、次のような命令を下すことができる¹⁵。

- ①被申立人が夫婦の家屋を離れるよう要請する。
- ②被申立人が夫婦の家屋に入ることを禁止する。

このとき、裁判所は、それが妥当であると考えれば、被申立人に申立人が夫婦の家

¹⁰ Junaidi & Sharbawi 2006:p.2

¹¹ Penal Code, Article 352

¹² 同上, Article 358

¹³ 同上, Article 323

¹⁴ Married Women Act, Article 25(2)

¹⁵ 同上, Article 25(3)

に滞在することを許可するよう、要請することができる¹⁶。

裁判所は、申立人もしくはその子どもが身体的危害を受ける差し迫った危機にあると判断し、裁判所の命令に対し被申立人が出頭命令に応じない場合、緊急命令（expedited order）を発行する¹⁷。

裁判所は、被申立人は、申立人もしくはその子どもに対して暴力を用いる、もしくは用いることを脅迫するよう、第三者に対して扇動もしくは援助してはならないという条件を含めることができる¹⁸。

2 保護命令違反の逮捕¹⁹

裁判所は、被申立人が、①申立人に暴力を振るう、②子どもに暴力を振るう、③夫婦の住居に入ることを禁止する命令を発行する場合、被申立人が身体的危害を加え、再度繰り返す可能性があると判断した場合、命令に逮捕権限（power of arrest）を付随することができる。逮捕権限を命令に付随させた場合、警察は、前記①②③に反したと疑われる正当な理由をもつ者を、令状なしに逮捕することができる。

裁判所が命令の発行時に逮捕権限を付随させなかったが、配偶者が命令を破ったと申立人が考える場合は、逮捕令状を申請できる。裁判所は、申請が宣誓の下で証言され、被申立人が命令を破ったと、裁判所が信じるに足る正当な根拠がある場合には、逮捕令状を発行し、被申立人を再勾留することができる。

オ. 司法手続

1 捜査

ブルネイの刑事手続は、司法長官（Attorney General）の管轄にあり、司法長官が検察官の役割を果たす。軽微な事件などは、警察官や管轄の行政機関職員が刑事起訴や尋問を検察以外が行うことが可能である²⁰。

警察官は、刑事事件の疑いがあればどんな違反でも捜査することができ、事件の発生や予防のために必要な措置をとることができる。刑事訴訟法上、「逮捕に値しない違反（non-seizable offenses）」と定められている違反であっても捜査をすることは可能である²¹。

容疑者や目撃者など事件関係者は警察の質問に全て回答するように求められ²²、黙秘権

¹⁶ 同上, Article 25(4)

¹⁷ 同上, Article 25(5)

¹⁸ 同上, Article 25(8)

¹⁹ 同上, Article 27

²⁰ Criminal Procedure Code, Section 375; ASEAN Law Association 2005:p.1

²¹ Criminal Procedure Code, Section 112

²² 同上, Section 116

は存在せず、黙秘は容疑者にとって不利な証拠となる²³。捜査中を含め、司法手続のどの段階における警察への証言は、口頭でも裁判証拠として使うことが可能である²⁴。

2 逮捕

容疑が「逮捕に値する違反」(seizable offenses)の場合、警察は逮捕令状なしに逮捕が可能である²⁵。「逮捕に値しない違反(non-seizable offenses)」の場合は、裁判所が発行する逮捕令状なしに逮捕できない。ドメスティック・バイオレンス事件に多い暴行罪と傷害罪は「逮捕に値しない違反」にあたる²⁶。

3 勾留

下位判事裁判所の命令により勾留された場合、最長 15 日間、被告を勾留できる²⁷。

4 告訴

裁判所(裁判官、判事)は告訴状を受理すると裁判管轄権を確認し²⁸、司法手続を進めるに足る根拠があると判断すれば、被告に対して、召喚状もしくは令状を発行する²⁹。

5 予備審問

予備審問では、通常、高等裁判所に送検するに足る証拠があるかどうかを判事が判断する³⁰。判事が証拠不十分と判断した場合は、不起訴または下級判事裁判所での公判を行う³¹。判事が十分な根拠があると判断すれば、高等裁判所へと事件を送付する。

法的根拠はないが、慣習的に中間裁判所、高等裁判所での公判の前に、裁判官が公判前審理を行い、証人や証拠物件、合意内容など書類を確認することがある³²。

6 公判

公判で有罪が確定されると、刑罰が言い渡される。刑罰の種類には、死刑、終身刑、むち打ち(50歳以下の男性のみ)、罰金、賠償金がある³³。

²³ ASEAN Law Association 2005:p.2

²⁴ Criminal Procedure Code, Section 117

²⁵ 同上, Section 28

²⁶ Junaidi & Sharbawi 2006:p.2; Criminal Procedure Code, Schedule A

²⁷ Criminal Procedure Code, Section 223

²⁸ 同上, Section 133

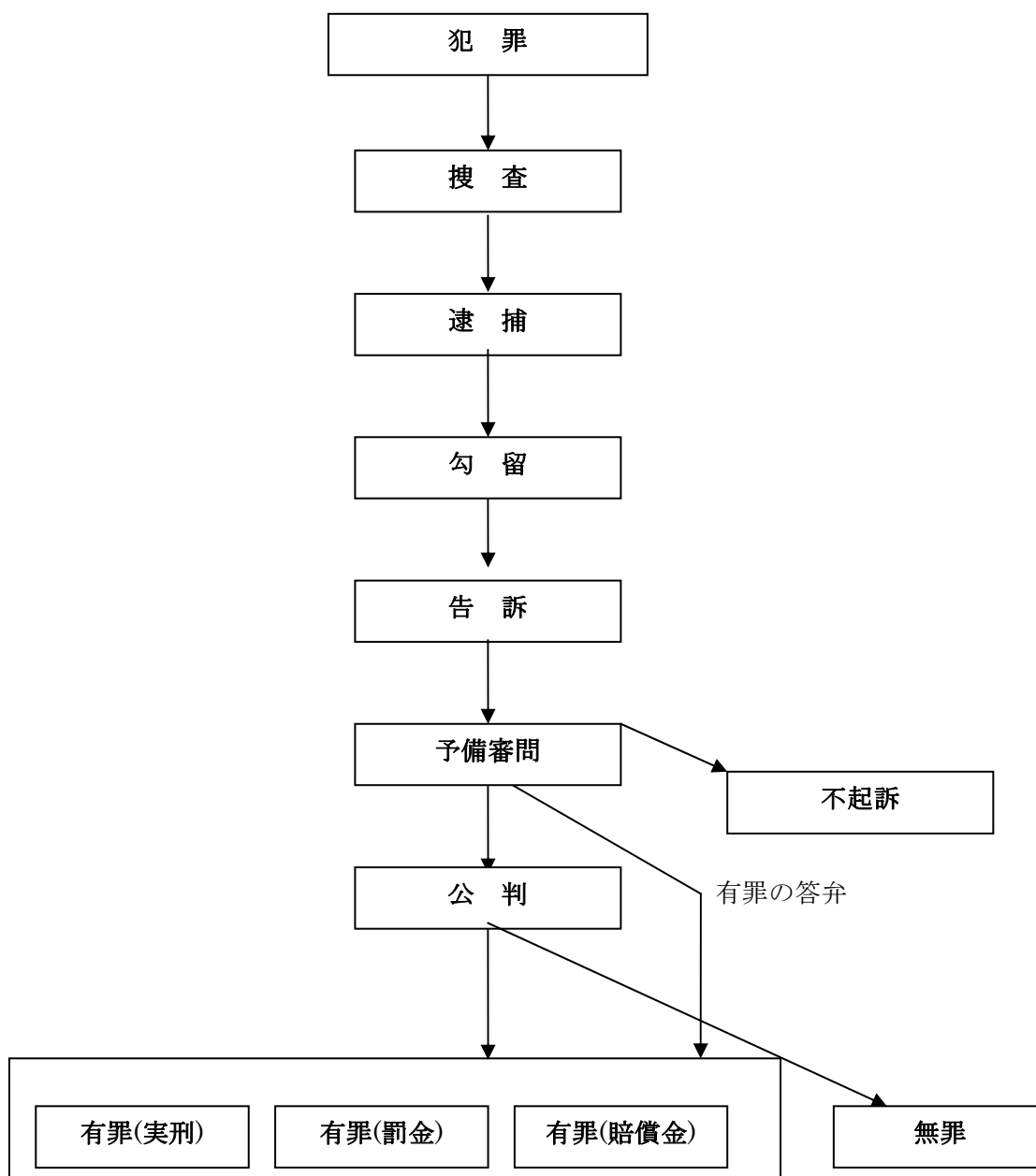
²⁹ 同上, Section 136

³⁰ Criminal Procedure Code, Section 138; ASEAN Law Association 2005:p.2

³¹ Criminal Procedure Code, Section 141; ASEAN Law Association 2005:p.2-3

³² ASEAN Law Association 2005:p.4-5

³³ ASEAN Law Association 2005:p.6; Criminal Procedure Code, Sections 258, 382

(参考) ブルネイにおける司法手続の流れ**カ. 司法手続等における加害者更生の位置づけ**

既婚女性法には、加害者更生が行われる可能性が推測される記述はみられない。

アメリカ国務省の報告によると、文化青年スポーツ省地域開発局が被害者と加害者に対してカウンセリングを行っている。また、宗教裁判所では、ドメスティック・バイオレンスのケースでは夫婦にカウンセリングを行っているという³⁴。

³⁴ U.S. Department of State 2008

参考文献

- 外務省 2008年2月「ブルネイ・ダルサラーム国（基礎データ）」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/data.html>（2008年3月18日アクセス）
- 財団法人自治体国際化協会 2004年2月『ASEAN諸国の地方行政』
<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j13.pdf>（2008年3月18日アクセス）
- 在ブルネイ日本国大使館（発行年不明）「政治制度」『ブルネイへの投資情報』
[http://www.bn.emb-japan.go.jp/economy/Investment in Brunei/Investment in Brunei.htm](http://www.bn.emb-japan.go.jp/economy/Investment%20in%20Brunei/Investment%20in%20Brunei.htm)（2008年3月18日アクセス）
- 社団法人日本ブルネイ友好協会（発行年不明）「ブルネイ国の概要」
http://www.jbfa.or.jp/brunei_gaiyou_date/brunei_gaiyou_01.html（2008年3月18日アクセス）
- 安田信之 2000年『東南アジア法』日本評論社
- ASEAN Law Association. 2005. “Brunei: Legal Procedure.” *Legal Systems in ASEAN*.
http://www.aseanlawassociation.org/papers/Brunei_chp4.pdf
(accessed on March 18, 2008)
- Junaidai, Mohammad Yusree and Zuraini Sharbawi, Attorney General’s Chambers, Brunei Darussalam. 2006. “The Protection of Victims, Particularly Women and Children, against Domestic Violence, Sexual Offense and Human Trafficking—the Brunei Experience,” Speech made at the 9th General Assembly on Challenge of Globalization to Legal Services on November 22-26. ASEAN Law Association. Bangkok: Thailand.
http://www.aseanlawassociation.org/9GAdocs/w5_Brunei.pdf (accessed on March 18, 2008)
- Princess Masna, Ambassador-at-Large, Ministry of Foreign Affairs and Trade, Brunei Darussalam. 2006. “Ministrial Statement.”
<http://www.gender.go.jp/eastasia/2006-07-01.pdf> 内閣府男女共同参画局、東アジア男女共同参画担当大臣会合（2006年6月30日）（2008年3月18日アクセス）
- U.S. Department of State. 2008, March 11. “Brunei.” *Country Reports on Human Rights Practices 2007*. <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100514.htm>
(accessed on March 18, 2008)
- Laws of Brunei, Chapter 7, Criminal Procedure Code of 1951 (Revised Edition 2001). Available on the website of the Attorney General’s Chambers of Brunei at <http://www.agc.gov.bn/pdf/Cap7.pdf> (accessed on March 18, 2008)
- Laws of Brunei, Chapter 22, Penal Code of 1951 (Revised Edition 2001). Available on the website of the Attorney General’s Chambers of Brunei at <http://www.agc.gov.bn/pdf/Cap22.pdf> (accessed on March 18, 2008)
- Laws of Brunei, Chapter 190, Married Women Act of 1999 (Revised Edition 2000). Available on the website of the the Attorney General’s Chambers of Brunei, at <http://www.agc.gov.bn/pdf/Cap190.pdf> (accessed on March 18, 2008)